

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警視庁総務部長
各道府県警察の長 殿
(参考送付先)

警察庁丁教厚発第563号
令和4年6月9日
警察庁長官官房教養厚生課長

各管区警察局長総務監察(総務監察・広域調整)部長

一時的に避難するための宿泊場所に要する経費等の公費負担制度に係る柔軟な運用について(通達)

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)では、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して必要な施策を講ずるとされており、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月閣議決定)においては、「損害回復・経済的支援等への取組」を重点課題とし、具体的施策として、「自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を補助するとともに、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなる」ことが求められているところである。

警察庁においては、一時的に避難するための宿泊場所及びハウスクリーニングに要する経費について都道府県警察費補助金により予算措置しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用しているが、運用内容を見ると全国的に同水準で行われているとは言い難く、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に十分なものとなっていない状況にある。

犯罪被害者等への支援は、必要な支援が、全国どこでも同じ水準で受けられることが望ましいことから、各都道府県警察においては、他県の支援状況も確認の上、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、必要な支援が途切れることなく適切に行われるよう、下記の点に留意し、可能な限り速やかに、より充実した公費負担制度の運用に努められたい。

記

1 現状の問題

犯罪被害者等が置かれる状況や各都道府県の実情は様々ではあるが、各都道府県警察における現在の運用状況を見ると、以下の点について、改善を検討する必要がある。

○ 一時的に避難するための宿泊場所に要する経費について

一時避難措置については、関係者・関係機関に引継ぐ等、一時避難措置を行う必要がないと認められるまでの間、実施する必要があるところ、日数の上限等により、途中で措置を打ち切ることのないようにしなければならない。

○ ハウスクリーニングに要する経費について

上限額が、血痕、吐しゃ物等の除去等に関して専門的な知識・技術、装備を有する業者に委託するために十分な額となっているか確認するとともに、犯罪被害者等の状況に応じて、柔軟に必要な公費負担ができるようにしなければならない。

2 留意事項

犯罪被害者等が置かれる状況は様々であり、犯罪被害者等のニーズに適切に応えることができるよう、居住の安定に関する施策については、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、上限日数や上限額を定めている場合であっても、必要に応じて、上限を超えた支出が柔軟にできるよう制度の見直しを図り、予算措置が必要なものは来年度予算への反映を目指すこと。

また、公費負担制度を適切に運用するためには、支援に携わる職員が制度を十分に理解した上で、適時適切な時期に確実な制度の説明を行うことが重要であるため、同制度を運用により実施している都道府県警察においては、早急に規程を整備するとともに、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかな充実した支援が行えるよう、公費負担制度の周知及び職員への指導教養を実施すること。